

# 独立行政法人都市再生機構の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

特別手当については、独立行政法人都市再生機構役員給与規程第10条により、独立行政法人評価委員会が行う業務運営評価の結果を勘案の上、その者の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増減することができることとしています。

※「{(本給+特別地域手当)+本給×25/100+(本給+特別地域手当)×20/100}×一般職給与法に定める支給割合」により算出した額の10/100の範囲内で増減可

#### ② 役員報酬基準の改定内容

理事長  
副理事長  
理事長代理  
理事  
監事

役員給与については、平成18年度に国家公務員の給与構造改革に準じて、①本給月額を約6.7%引下げ、②従来の特別調整手当(10%)を廃止し、特別地域手当を創設しました。

この特別地域手当の支給割合については、国家公務員と同様に平成22年度までに段階的に引上げることとしています。

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任		
理事長 A	千円 7,253	千円 3,666	千円 3,116	千円 439 32	(特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	*
理事長 B	千円 20,902	千円 13,304	千円 5,860	千円 1,610 128	(特別地域手当) (通勤手当)			*
副理事長 A	千円 18,490	千円 11,616	千円 5,115	千円 1,393 366	(特別地域手当) (通勤手当)			
理事長 代理A	千円 17,248	千円 10,956	千円 4,768	千円 1,314 210	(特別地域手当) (通勤手当)			*
理事長 代理B	千円 5,521	千円 2,805	千円 2,384	千円 336 -4	(特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	※
理事長 代理C	千円 17,440	千円 10,956	千円 4,768	千円 1,314 126 276	(特別地域手当) (通勤手当) (単身赴任手当)			※
理事A	千円 5,005	千円 2,541	千円 2,160	千円 304 0	(特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	◇
理事B	千円 16,122	千円 10,164	千円 4,522	千円 1,219 217	(特別地域手当) (通勤手当)			*
理事C	千円 16,108	千円 10,164	千円 4,522	千円 1,219 203	(特別地域手当) (通勤手当)			*
理事D	千円 16,086	千円 10,164	千円 4,522	千円 1,219 181	(特別地域手当) (通勤手当)			*

理事E	千円 5,062	千円 2,541	千円 2,160	千円 304 57	(特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	*
理事F	千円 10,995	千円 7,623	千円 2,319	千円 914 139	(特別地域手当) (通勤手当)	7月1日		※
理事G	千円 4,996	千円 2,541	千円 2,160	千円 304 -9	(特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	*
理事H	千円 16,615	千円 10,164	千円 4,540	千円 1,321 98 492	(特別地域手当) (通勤手当) (単身赴任手当)			※
監事A	千円 4,541	千円 2,298	千円 1,953	千円 275 15	(特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	※
監事B	千円 4,526	千円 2,298	千円 1,953	千円 275 0	(特別地域手当) (通勤手当)		6月30日	◇
監事C	千円 14,608	千円 9,192	千円 4,090	千円 1,103 223	(特別地域手当) (通勤手当)			
監事D	千円 9,747	千円 6,894	千円 1,709	千円 827 317	(特別地域手当) (通勤手当)	7月1日		※
監事E	千円 9,684	千円 6,894	千円 1,709	千円 827 254	(特別地域手当) (通勤手当)	7月1日		*

注1:「特別地域手当」とは、国における地域手当(民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に勤務する職員に支給される手当)に準じて支給されているものです。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員が独立行政法人等の役員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:退任に伴う通勤手当の精算により、一部の者については「通勤手当」欄がマイナス表記となっています。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長A (辞退)		2 9	6月30日			*
副理事長					(該当者なし)	
理事長代理B	3,837	2 11	6月30日	1.0	「業績勘案率」については、暫定的な率(1.0)を適用しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成20年度業績評価後に決定する「業績勘案率」により確定する。	※
理事E	5,082	4 0	6月30日	1.0		*
理事G	2,435	1 11	6月30日	1.0		*
監事A	1,244	1 1	6月30日	1.0		※

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員が独立行政法人等の役員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注2:平成20年度中に退職した役員のうち役員出向者については、退職手当を支給していません。

注3:平成19年度中に退職した役員に関しては、平成20年度において特段の精算は生じていません。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

独立行政法人通則法(以下「通則法」といいます。)第30条第1項の規定において、国土交通大臣が定めた平成16年7月1日から平成21年3月31日までの期間における中期目標に基づき、この目標を達成するための計画(以下「中期計画」といいます。)を当機構が作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないと定められています。この中期計画において、退職手当等を除く人件費を含む一般管理費については、特殊法人時の最終年度(平成15年度)と中期目標期間の最終年度を比較して20%以上削減することと定めているところです。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

通則法第63条第3項に、職員の給与は、法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう定められなければならないとされています。また、給与改定にあたっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう政府要請(平成20年11月14日閣議決定)を受けています。

当機構の業績評価については、機構が設立された平成16年度以降の毎年度について、「順調」と評価されていますが、職員給与について法人の業績による特段の加減は行っていません。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

通則法第63条第1項に、職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならないと定められており、この規定の趣旨を踏まえ、当機構においては、①人事評価において目標管理的手法を導入するとともに評価基準を見直し、②人事評価の結果を昇給及び特別手当に反映させることとしています。

なお、平成17年度から人事評価制度を本実施しているところであり、その結果を翌年度の給与に反映させています。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給	前年度の人事評価結果に基づき、昇給額を決定する。
特別手当	特別手当の支給算式を基礎的支給部分と勤務成績反映部分とに分け、前年度の人事評価結果に基づき、勤務成績反映部分の支給月数を決定する。

##### ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

国の実施内容を参考とした給与構造改革の一環として、広域異動手当を新設した。(給与構造改革の実施内容(概要))

- ・本給水準を平均4.8%引下げ、職務職責に応じた給与体系に見直した。
- ・4年間本給額の昇給を1号抑制することとした。
- ・本給水準の引下げ分を原資として、地域間調整手当を新設し、給与の地域間配分を見直した。

### 2 職員給与の支給状況

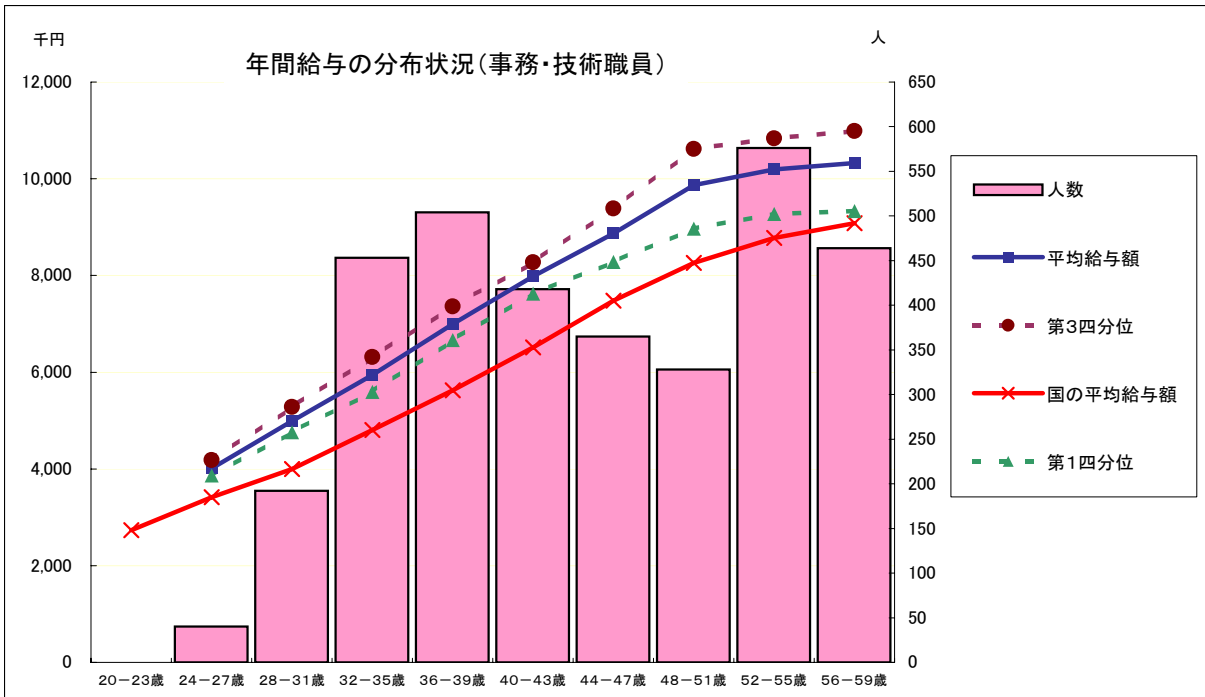
#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 3,340	歳 45.0	千円 8,565	千円 6,210	千円 240	千円 2,355
事務・技術	人 3,340	歳 45.0	千円 8,565	千円 6,210	千円 240	千円 2,355
再任用職員	人 33	歳 61.9	千円 4,017	千円 3,381	千円 285	千円 636
事務・技術	人 33	歳 61.9	千円 4,017	千円 3,381	千円 285	千円 636

注1:該当者がいない区分(在外職員、任期付職員、非常勤職員)については省略しています。

注2:常勤職員及び再任用職員の区分のうち、該当者がいない区分(研究職種、医療職種、教育職種)については、省略しています。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円
本社チームリーダー	77	51.5	11,128	11,330	11,698	
本社チーム員	103	32.2	5,170	5,403	5,670	

注:本法人には本部課長相当職が置かれていないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、代わりに「本社チームリーダー」を、同様に「本部係員」を掲げるところ、代わりに「本社チーム員」をそれぞれ代表的職位として掲げました。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職位		チーム員相当	チーム員相当	チーム員相当	チーム員相当	チーム員相当	チームリーダー相当	チームリーダー相当	部長相当
人員(割合)	3,340	0 (0.0%)	67 (2.0%)	440 (13.2%)	1,101 (33.0%)	919 (27.5%)	532 (15.9%)	213 (6.4%)	68 (2.0%)
年齢(最高～最低)			43～24	56～28	59～33	59～40	58～42	59～41	59～47
所定内給与年額(最高～最低)			千円 3,947～ 2,558	千円 6,172～ 3,138	千円 7,080～ 4,010	千円 8,059～ 5,245	千円 8,533～ 5,978	千円 9,311～ 6,676	千円 10,214～ 8,349
年間給与額(最高～最低)			千円 5,350～ 3,529	千円 8,488～ 4,288	千円 9,859～ 5,661	千円 10,870～ 7,458	千円 11,561～ 8,464	千円 12,782～ 9,745	千円 14,605～ 11,842

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	56.1	59.4	57.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	43.9	40.6	42.2
	最高～最低	47.8～34.6	44.0～33.8	45.6～35.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.1	68.0	66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.9	32.0	33.4
	最高～最低	40.4～31.4	34.4～28.6	35.9～29.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

119.1

対他法人(事務・技術職員)

111.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出しています。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 119.1	
	参考	地域勘案 115.9 学歴勘案 115.9 地域・学歴勘案 114.1
国に比べて給与水準が高くなって いる定量的な理由	<p>1 国との差については、</p> <p>① 勤務地による差(国は全国広範囲に所在、機構は主に都市部に所在) [地域手当4級地以上の支給地に勤務する職員の割合: 国51%、機構91%]</p> <p>② 学歴構成による差 [大卒以上の者の割合: 国49%、機構78%] (うち、大学院修了者の割合: 国 4%、機構18%) →上記①、②の地域・学歴の違いを総合的に調整すると、 実質的な対国家公務員指数は 114.1 となります。 また、上記要因以外にも、</p> <p>③ 扶養手当(国家公務員と比較して支給対象者の割合が高い。) [受給者割合 国56%、機構69%]</p> <p>④ 役職手当(中期計画に定める職員数削減のため職員の新規採用を抑制してきたこと、及び地元地権者等との対外的折衝を担う現地事務所が多く、責任を持って折衝を行う必要から当該事務所に管理職を配置する必要があるという業務上の特殊性があることから、国家公務員と比較して支給割合が高くなる。) [受給者割合 国16%、機構25%] このような手当の支給比率の違いも給与水準に一定の影響があるものと考えています。</p> <p>2 更に、当機構は都市再生等の事業の実施機関であり、都市再生等の業務を適切かつ円滑に推進するためには、密集市街地整備や区画整理等の事業手法、あるいは関連法令等に関する高度で専門的な知識が求められるなど、専門性の高い優れた人材を継続的に確保し定着させていく必要があることを考慮する必要があります。</p> <p>主な資格の取得者数(平成21年1月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士 約120名</li> <li>・不動産鑑定士(補) 約20名</li> <li>・1級建築士 約430名</li> <li>・2級建築士 約120名</li> <li>・土木施行管理技士(1級) 約280名</li> <li>・宅地建物取引主任者 約900名</li> <li>・再開発プランナー 約140名</li> <li>・マンション管理士 約140名</li> </ul> <p>上記のように、当機構の給与水準については勤務地や学歴等のほか、事業を的確に実施していくために優れた人材を継続的に確保する必要があることが影響しているものです。</p>	

<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p><b>【国からの財政支出について】</b>  支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合3.9%  (国からの財政支出額1,228億円、支出予算の総額3兆1,259億円:平成20年度予算)</p> <p>なお、国からの財政支出の内容は、  ①民間投資の誘発、都市の防災性の向上など民間では実施の難しい事業の遂行のために受け入れた「出資金」、  ②住宅政策の要請や、安全で快適な街づくりといった政策目的を達成するため、国の補助要綱に基づき交付された「国庫補助金」、  ③良質な賃貸住宅を適正な家賃で供給するために高金利時において、一定の利率を上回る資金調達について国から支払われていた「交付金・補給金」等、国の政策目的を達成するために支出されるものであり、当機構の組織運営のためのものではありません。</p> <p><b>【検証結果】</b>  下記のとおり給与水準の適正化について引き続き措置を講じていきます。</p> <p><b>【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合】</b>  1.02%  (※「給与、報酬等支給総額:31,973百万円」/「支出予算の総額:3兆1,259億円」)</p> <p><b>【累積欠損額について】</b>  累積欠損額4,214億円(平成19年度決算)</p> <p>なお、累積欠損額については、機構設立時(H16.7)は7,288億円でしたが、平成17年7月に経営改善計画を策定し、①キャッシュフローの改善、②バランスシートの改善、③組織のリストラの3つの改善策を柱としてこれを着実に実施してきたところです。  これによって、現中期計画期間(H16.7～H21.3)中の1,900億円の削減目標については平成18年度末に既に達成しているところであり、平成20年度以降も引き続き削減に努めているところです。</p> <p><b>【検証結果】</b>  下記のとおり給与水準の適正化について引き続き措置を講じていきます。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>1 当機構においては、国の給与構造改革に準じて平成19年度より給与構造改革を実施し、概ね5年間で本給水準を4.8%引下げるとともに、  ①昇給額について最大約4割の縮減を実施  ②特に全職員の3/4を占める非管理職層(国に対して相対的に高い部分)について国を上回る大幅な引下げの実施(最大で本給額を約16%の引下げ)  ③更に全職員について昇給を1号俸抑制する措置を4年間にわたって実施(H19.4～H23.3)  などの改革を行いました。この改革を通じて、年功的な給与上昇を抑制するとともに、より職務・職責に応じた給与体系に転換しました。  今後も年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた新たな給与体系の継続的な運用を進めるとともに、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の趣旨を踏まえ、業務の見直しとあわせて組織のスリム化を進め、管理職数を削減することにより、給与水準の引下げを図ることとしています。  なお、管理職(Ⅱ2③「職級別在職状況等」表における6級以上の職員)の人数及び割合は、それぞれ813人、24.3%となっています。</p> <p>2 これらにより、給与水準の適正化については、平成22年度の年齢・地域・学歴を勘案した実質的な対国家公務員指数を113.4(見込)とすることとしています。  (なお、年齢のみを勘案した同指数は117.4(見込)。)</p>

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年 度)	前年度 (平成19年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成16年度)からの増 △減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 31,973,841	千円 32,565,977	千円 (%) △ 592,136 (△ 1.8)	千円 (%) - ( )
退職手当支給額 (B)	千円 2,598,254	千円 5,959,071	千円 (%) △ 3,360,817 (△ 56.4)	千円 (%) - ( )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 779,232	千円 263,615	千円 (%) 515,617 (195.6)	千円 (%) - ( )
福利厚生費 (D)	千円 6,229,067	千円 6,463,493	千円 (%) △ 234,426 (△ 3.6)	千円 (%) - ( )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 41,580,394	千円 45,252,156	千円 (%) △ 3,671,762 (△ 8.1)	千円 (%) - ( )

注：当機構は、平成16年7月設立のため、「中期目標期間開始時」は9ヶ月分の実績となり、当年度1年間の金額と比較することは適当でないため、増減欄には「-」を付しております。

#### 総人件費について参考となる事項

1 行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、業務運営の効率化により、計画的に人員の抑制を図り、平成18年度からの5年間において国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととし、現中期目標期間においてはその最終年度(平成20年度)までに常勤職員を4,000人以下に削減することとされています。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることとされています。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

平成18年度から5年間で人員について5%以上の削減を行い、現中期目標期間においては、その最終年度(平成20年度)までに常勤職員数を4,000人とする人員削減目標を達成することとしています。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進めることとしています。

③人件費削減の場合の取組の進捗状況

人件費の削減については「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定時(平成13年度)から、職員数の大幅な削減により取り組んでいるところです。具体的には、平成14年度(当初)の旧都市基盤整備公団と旧地域振興整備公団地方都市開発整備部門を合わせた職員数約5,000人を、機構設立5年後である平成20年度末までに、約2割にあたる約1,000人の大幅減とするよう、計画的に削減することとし、これを着実に推進してきており、現在の中期計画(平成16年7月から平成20年度末まで)においては、特殊法人最終年度(平成15年度)における旧都市公団と旧地域公団を合わせた職員数約4,700人を平成20年度末までに4,000人以下の体制とすべく人員削減を推進しているところです。

以上のことから、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)等において定められた総人件費改革(平成18年度から平成22年度までの5年間で5%の人員又は人件費の削減)の取組みの進捗状況については、平成20年度末で目標の5%を上回る削減率となっています。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
人員数 (人)	4,326	4,166	4,062	4,006
人員純減率 (%)		-3.7%	-6.1%	-7.4%

注)上記人員数には、役員数を含みます。

2 その他

当機構移行に当たり、その中期計画において一般管理費(退職手当を除く人件費を含む。)の削減について▲15%削減する目標としていましたが、繰越欠損金を着実に減少させ、財務基盤の強化を図るため、経営改善に向けた取組みをより一層推進することとし、平成17年7月1日の現中期計画(16年7月～21年3月)の変更において、削減目標を▲20%に引き上げ、現在、この削減目標を着実に遂行しているところです。

また、目標管理的手法を取り入れた人事評価制度や、それと連携した各種研修により職員個々の意識と能力の向上を図りつつ、業務の重点化と効率化を徹底することとしています。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし。